

下越福祉行政組合規則第 1 号

下越福祉行政組合一般職の職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
下越福祉行政組合一般職の職員の旅費に関する条例施行規則（昭和49年新潟県下越福祉
厚生施設一部事務組合規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「昭和47年新発田地域広域事務処理一部事務組合規則第 7 号」を「令和 8 年新
発田地域広域事務組合規則第 4 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。